

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第115回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和3年9月24日（金）14時00分～14時45分
Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、
川濱 昇、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上8名）

（2）総務省

二宮総合通信基盤局長、北林総合通信基盤局電気通信事業部長、
木村事業政策課長、川野料金サービス課長、
相良料金サービス課課長補佐、瀬島料金サービス課課長補佐、
永井料金サービス課課長補佐、
古賀電気通信技術システム課長

（3）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）答申事項

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の
指定について【諮問第3140号】

（2）諮問事項

ア 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交
付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額
及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の
額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）につ

いて【諮問第3141号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）について【諮問第3142号】

(3) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の令和2年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

開 会

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　それでは、時間になりましたので、会議を開始いたしたいと思います。

三友部会長、進行よろしく願いいたします。

○三友部会長　承知いたしました。それでは、定刻になりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第115回を開催いたします。

本日はウェブ会議を開催しており、委員8名全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際には、マイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

議 題

(1) 答申事項

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について
【諮問第3140号】

○三友部会長　それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項1件、諮問事項2件、報告事項1件でございます。

初めに、諮問第3140号、電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について審議いたします。

本件は、本年7月30日金曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、7月31日土曜日から9月3日金曜日までの間、意見招請を実施いたしました。

それでは、本件につきまして総務省から説明をお願いいたします。

○相良料金サービス課課長補佐　総務省でございます。それでは資料115-1を御覧ください。

1ページおめくりいただき、通し番号1番のページでございます。こちらは答申書の

案となっております。1にありますとおり、後ほど御説明する提出意見を踏まえましても、告示案については修正なく、諮問のとおり制定することが適当と認められるといった形で答申をいただければと考えてございます。

2にございます。意見募集で提出された意見及び審議会の考え方につきまして、通し番号の2ページ以降で御説明いたしますので、1ページお進みください。こちらが表紙となります。先ほど御案内のありましたとおり、本年7月31日から9月3日まで意見募集を実施しております。その結果、いずれも個人の方から計2件の意見が提出されてございます。

通し番号3番のページを御覧ください。意見1つ目でございます。こちらにつきましては、MNOによる囲い込みが残っている、他サービスのセット割引等を廃止、禁止すべきだという御意見をいただいたものでございます。

こちらは市場全体の状況に関する御意見として受け止めておりますところ、右側にお示しのとおり、考え方としましては、本案の意見募集の対象につきましては、電気通信事業法第27条の3の規律の対象となる事業者の指定に関するものでございますので、いただいた御意見については参考として承る、こういった形とさせていただければと考えてございます。

1ページお進みいただき、通し番号4番のページでございます。意見2つ目、対象事業者指定の基準を具体的にお示しくださいとの御意見をいただいたものでございます。こちらにつきましては、前回の部会で御説明申し上げた概要書を今回もお入れしておりますけれども、その中でもスライドをお入れして御説明申し上げましたとおり、電気通信事業法第27条の3の規律の対象として指定される電気通信事業者は、電気通信事業法施行規則第22条の2の15等の基準に基づきまして、まず基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者、こちらがMNOでございます。その特定関係法人である電気通信事業者のうち、移動電気通信役務を提供する者、これがMNOの特定関係法人のうち、移動電気通信サービスを提供する者でございます。また仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者、これがMVNOでございますが、そのうち利用者数の割合が0.7%を超えるものとされている旨をお示しするものでございます。

この提出意見2件を踏まえましても、案に影響があるものではございませんので、先ほど申し上げたとおり、諮問のとおり制定することが適当といった答申をいただければと考えてございます。

最後に改めまして、今回の告示案の内容を御説明させていただきます。通し番号9ページまでお進みいただければと思います。こちらは前回お示ししたものから変更はございませんけれども、上部枠内に記載のとおり、それぞれ事業譲渡を行ったことですか、提供形態が全て法人相対契約になったこと、サービスを終了したこと等により、規律の対象となる役務を提供しなくなった事業者が3社ございます。

下の表の枠内で赤線を引いております3社となりますけれども、これらを現状指定しております37社から除きまして、34社を新たに指定する告示を制定させていただければと考えております。

本件についての御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、あるいは御質問ございましたらば、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。2件の意見をいただきましたが、お手元の答申案のとおりということでございます。特に御意見、あるいは御質問がないようでしたらば、本諮問第3140号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長　　それでは、特段の異議がございませんので、案のとおり答申することといたします。ありがとうございました。

（2）諮問事項

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について
【諮問第3140号】

ア 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3141号】

○三友部会長　　続きまして、諮問事項に入ります。

諮問第3141号、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可

(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可) について、総務省から説明をお願いいたします。

○瀬島料金サービス課課長補佐 総務省でございます。資料115-2、こちらに基づいて御説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、1ページ目、こちらが諮問書になります。こちらの説明については省略させていただきます。

ページおめくりいただきまして、2ページ目、こちらから申請概要になってございます。申請者としてしましては、基礎的電気通信役務の支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会から、9月14日に申請がなされました。申請の概要としてしましては、1点目、交付金の額及び交付方法の認可、2点目として、負担金の額及び徴収方法の認可ということで、2点なされているものでございます。

ページをおめくりいただきまして、3ページ目、こちらから申請の具体的な概要になります。交付金の額及び交付方法についてでございます。交付金の額についてですが、まず補填対象額について簡単に御説明いたします。詳細については追って御説明させていただきます。こちらについては、来年度の負担金の補填対象額としては67.8億円となっております。

ページをおめくりいただきまして、4ページ目でございます。各適格電気通信事業者に対する交付金の額の算定につきましては、それぞれの適格電気通信事業者に対する交付金の額からそれぞれの算定自己負担額、こちらはNTT東西を接続電気通信事業者とみなして、その分を控除する形で交付金の額を定めているものでございます。

イの交付方法については、銀行振込で交付金の額の通知等も例年どおりの形で申請がなされているものでございます。

おめくりいただき5ページですが、こちら以降についても例年どおりの記載方法でございますので、以下は省略させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、7ページまで飛んでいただきます。こちらから負担金の額及び徴収方法についてでございます。負担金の額につきましても、来年度の電気通信事業者のそれぞれの電気通信番号数については未定でございますので、計算式、考え方として申請がなされているものでございます。負担金の額は、まず(a)として算定対象電気通信番号数の総数に番号単価を乗じた額、それと(b)として最終算定月の負担金の額、こちらは最終算定月ですので、こちらの徴収額を調整した金額、

また(c)としまして前年度の残額額。こちらの(a)、(b)、(c)を足したものが、各接続電気通信事業者の負担金の額との形になります。

おめくりいただきまして、8ページは飛ばしていただき、9ページでございます。徴収方法についてです。こちらも例年どおりでございます。銀行振込等の手続が書いてございます。

具体的な補填対象額等について御説明させていただきます。ページとしましては13ページまで飛んでいただけますでしょうか。こちらは令和2年度におけるNTT東西のユニバーサルサービス収支表についてでございます。NTT東西で合計で546億円の赤字の状況でございます。ユニバーサルサービス制度としましては、赤字の一部を補填する考え方となっております。

おめくりいただきまして、14ページ、こちらからユニバーサルサービスに係る原価及び収益に基づく補填の対象額の算定についての御説明でございます。14ページでは、加入電話・基本料について御説明させていただきます。加入電話・基本料につきましては、右下の図にございますとおり、全体の上位4.9%に当たる高コスト地域における基準単価、すなわち全国平均プラス2σとして算定されているもの、ここで言いますと黄色いマーカーが塗られているところ、こちらについて補填する考え方になってございます。具体的な計算結果としましては27.54億円が補填対象額になってございます。

ページをおめくりいただきまして、15ページ目、こちらは加入電話・緊急通報でございます。こちら基本料の高コスト地域、上位4.9%のエリアの加入者回線に対応した原価を算定してございます。補填対象額としましては4,800万円になってございます。

ページをおめくりいただきまして、16ページでございます。こちら③は第一種公衆電話(市内通信)でございます。公衆電話につきましては、全ての収容局で赤字となっていることから、補填額については原価と収益を相殺する額としてございます。具体的に、市内通信の補填対象額としましては39.72億円でございます。

④としまして、第一種公衆電話(離島特例通信)についても同じように計算しまして、500万円でございます。

次のページをおめくりいただきまして、17ページでございます。第一種公衆電話・緊急通報でございます。こちら同じように計算いたしまして、300万円が補填対象額になってございます。

ページをおめくりいただきまして、18ページでございます。こちらは先ほど申し上げた補填対象額を合計したものでございます。合計いたしますと67.81億円、こちらが来年度の補填対象額になります。参考までに昨年度は66.62億円でございます。こちらに支援業務費、電気通信事業者協会の生活費といえますか、給与等に充てる金額として4,000万円、また予測前年度過不足額、こちらは昨年度徴収した金額の余りでございます。こちらについて15.28億円でございます。

こちらを全て勘案しますと、来年の番号単価につきましては1.77・・・円となり、単価としましては2円になります。こちらが来年の番号単価になります。

次のページ以降は御参考でつけているものでございますので、説明は省略させていただきます。

ページ、10ページにお戻りいただきます。審査結果を記載してございます。10ページで交付金の額及び交付方法の認可、11ページで負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査を行ってございます。いずれも審査基準に適合していると認められると考えてございます。こちらについて御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三友部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、あるいは御質問がございましたらば、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤部会長代理 佐藤です。よろしくお願いいたします。

まず確認になります。3ページと4ページの公衆電話の説明で実際費用と補填額が示されています。3ページの補填額が、実際の赤字額、4ページに掲げているものより大きくなっています。また、その補填額の計算については、その詳細が参考資料の16ページにあります。実際の営業赤字よりも補填額が大きくなっているのは、この補填額の計算に使われる費用が長期増分費用方式で計算されているから、すなわち16ページで示された管理部門のところ、ここを長期増分費用方式で計算している、そういうことの結果だという理解でよろしいですか。

○瀬島料金サービス課課長補佐 御質問ありがとうございます。そのとおりでございます。費用の算定につきましては、LRIC（長期増分費用方式）に基づいて計算してございます。そちらで計算している関係で、実費とは少し異なった数字が出る形になっています。具体的にはLRICに基づいて計算しますと、例えば適正報酬額、こういっ

たものがNTT東西の実費での営業収支には入ってこないのですけれども、LRICで計算した場合は入るので、このような差が出てきているものかと存じております。

以上でございます。

- 佐藤部会長代理 一応コメントですけど、算定の中身を見ないと、どの部分で長期増分費用方式でのコスト算定結果が実際費用よりより大きくなるか見えませんが、一般的に長期増分費用方式の場合は、最新の利用可能な技術で効率的にネットワークを今から作ったときに、コストが幾らになるかを算定することになっているので、公衆電話のように最新の技術で新しいものを作るのではなくて、かなり償却が進んでいるようなネットワーク、機器構成を長期増分費用方式で推計した場合には、費用が大きくなってしまいうバイアスがありえます。コスト算定については、これから公衆電話がどうなっていくか、その推移を見ながら、どこかでもう改めて検討する必要が出てくるかもしれないと思います。

以上です。

- 瀬島料金サービス課課長補佐 どうもありがとうございます。
- 三友部会長 どうも貴重な御意見ありがとうございました。今いただいた点も留意しながら進めていただければと思います。

そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、9月25日土曜から10月25日月曜日までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 三友部会長 ありがとうございます。その旨決定することといたします。どうもありがとうございました。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）について【諮問第3142号】

○三友部会長　　続きまして、諮問第3142号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）について、総務省から説明をお願いいたします。

○永井料金サービス課課長補佐　　総務省でございます。それでは、資料115-3に基づいて説明させていただきます。

まず1枚おめくりいただきまして、こちらが諮問書でございます。本日付で諮問させていただいているものでございます。

続きまして、また1枚おめくりいただきますと、これは今回の接続メニュー追加に関する接続約款の変更に関する概要でございます。

1枚おめくりいただきまして、右肩1ページとございますが、こちらにつきましては申請日等ということでございまして、申請日は先週の木曜日、9月16日でございます。

また、実施につきましては、認可後、速やかに実施とのことでございます。4つ目の趣旨でございますが、これにつきましては特定光信号端末回線、これがフレキシブルファイバの約款上の名称でございますが、これに係る接続メニューの追加等とのことで、今回申請が来ております。

続きまして、次のページ、右肩2ページ目でございます。これが今回の申請に至る経緯でございます。

まず1つ目でございますが、NTT東西では、これまでフレキシブルファイバという名称で、携帯電話事業者等に対しまして、既設設備が存在しない場所において、下の図のとおり、個別に光ファイバ設備を設置し、既設設備区間の光ファイバ設備と組み合わせて提供する卸電気通信役務を提供してきたところでございます。

しかし、本年2月24日開催の接続料の算定等に関する研究会におきまして、従来の卸電気通信役務ではなく、接続による提供を求める事業者の要望等を踏まえまして、接続メニュー提供のための接続約款の変更認可申請を速やかに行うことを求める方針が示されたところでございます。

この方針を踏まえまして、NTT東西から、まずはいわゆるビル屋上と呼ばれる光エリア内において新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニューについて、本年5月24日に接続約款の変更認可申請が行われ、これにつきましては7月30日に認可されているところでございます。

今般は、さらにルーラルエリア、いわゆる光エリア外に設置されるフレキシブルファ

イバに係る接続メニューを追加するとともに、事業者間での共用に係る手続及び卸から接続への移行に係る料金や手続を整備するための接続約款の変更認可申請が行われたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、右肩3ページと次の4ページ目につきましては、参考といたしまして、今月取りまとまりました接続料の算定等に関する研究会第五次報告書における本件に関連する部分の抜粋でございます。

(3) 考え方のところでございますが、本年5月28日にNTT東西から以下の報告がございまして、接続料の算定等に関する研究会におきまして、これについて議論を行ったところでございます。(2)が、ルーラルエリアのフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設に関する記載でございます。

次のページに行きまして、上の(3)が、卸役務から接続への移行に関する記載でございます。中段、(4)接続における複数事業者の設備共用のところ、これら3つにつきまして、それぞれ第2四半期、つまり今月までに接続約款の変更認可申請を予定していることが、NTT東西からプレゼンがあったものでございます。

右肩4ページの一番下、2行でございまして、総務省におきましては、これらのNTT東西から報告があった内容に関する対応状況を、接続約款の認可プロセス等を通じて確認することになっておりますので、今回はこちらのプロセスに沿っているところでございます。

続きまして、右側5ページ目以降が、それぞれの論点についての概要でございます。

まず1点目、1枚おめくりいただきまして、右肩6ページでございます。ルーラルエリアのフレキシブルファイバ接続に係る接続料の概要でございます。光提供エリア外の場所、これがルーラルエリアでございますが、接続事業者の要望に基づき、この場所に新たに個別設備区間の光ファイバ設備を設置して接続するものであり、個別設備区間と既設設備区間、またNTT東西の局内設備、これらを組み合わせて提供されるものでございます。

局内設備、既設設備区間につきましては既存接続料を適用し、個別設備区間につきましては、持続事業者による個別の負担費用として、網改造料の算定式により算定するもので、こちらにつきましてはビル屋上のフレキシブルファイバと同じ考え方でございます。

また、3つ目の丸でございまして、個別設備区間の網改造料の算定に用いる比率、こ

ちらにつきましても、ルーラルエリアもビル屋上と同じ考え方で算定することとさせていただきます。

続きまして、次のページに行きまして、右肩7ページでございます。こちらは接続料部分以外の料金についての記載でございます。下に図が①から④までございますが、こちらにつきましても、これらは認可済みのビル屋上と同様でございます。

1つ目の特定光信号端末回線管理機能につきましても、接続の申込みの受付を行うシステム等の料金であるところ、早期の接続メニュー提供の観点から、既存の接続専用線等の管理を行うシステムを暫定的に利用して受付を行うため、通信路設定伝送機能の回線管理運営費単金を準用して設定しており、実績が把握でき次第、実績料金で遡及精算を行う予定とのこととさせていただきます。

また②の施設基盤設備の利用料については、これは既設の管路や電柱を利用する場合の負担額、③は撤去に係る負担額、また④につきましても、特定光信号端末回線に係る情報調査費でございます。

また、3つ目の丸でございますように、接続拒否事由につきましても、既に接続約款に規定されている接続拒否事由に新たな類型を追加するものではないことから、約款上の規定の追加や変更は行わないとのこととさせていただきます。

続きまして、右肩8ページでございます。こちらは卸料金と申請接続料の比較でございますが、2つ目の丸でございますとおり、本申請の料金が、NTT東西のモデルケースによる算定でございますが、ルーラルエリアにおきましてフレキシブルファイバを設置した場合の卸料金と比べて、約3割程度低廉になる見込みでございます。

続きまして、右肩9ページからが共用に係る手続に関する記載でございます。

また1枚おめくりいただきまして、右肩10ページでございます、こちらが共用に係る手続に関する記載でございます。

1つ目の丸ですが、まず事業者間の共用につきましても、全事業者が共用可能として、ケーブル内の芯線に空きがあれば、基本的にはケーブルの分岐箇所が1か所を超えない前提で共用を承諾することとなっております。

また、その手続につきましても、認可済みのビル屋上の手続フローをベースとしつつ、下にごございますフローを前提として、接続約款上の規定を追加的に整備することになります。

そのフローでございますが、大きく分けまして、左側が新規開通時からの共用、右側

が開通後の事後共用と2つの論点がございませう。いずれも共用に係る調査の申込みのプロセスが追加になっておりますが、特に(2)の右側、開通後の事後共用の③、回線ID・設置場所等の確認というプロセスがございませうが、こちらにつきましては、次のページで内容を御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、11ページ目でございます。こちらが事後共用における設備の特定に関する事項でございます。事後共用を要望する事業者は、その費用の扱いについて先行事業者と協議を行った上で、NTT東西に共用に係る接続の申込みを行う必要がございませう。

このため、事後共用を要望する事業者は、その申込みに先立ちまして、自社が敷設を予定している設置場所の近く、こちらの特定光信号端末回線の有無を把握する必要がございませう。①として、NTT東西の受付システム等におきまして、既設の特定光信号端末回線の回線ID及び住所等を開示いたします。これにより、社名を伏せた上で、敷設予定区間の近くにおけるフレキシブルファイバの有無が分かることとなります。

その後、当該事業者の調査申込みがあった場合に、②として、NTT東西から、金額や時期の回答に合わせて先行事業者名を回答することになっており、その上で当該事業者はその先行事業者と協議をし、共用に係る接続の申込みを行うこと、またその点については守秘義務の例外であるといった規定が、共用に関して新たに接続約款に記載される予定でございます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、12ページからが、卸から接続への移行に係る手続及び費用についての記載でございます。

また1枚おめくりいただきまして、右肩13ページ、こちらが手続と費用についての記載ですけれども、既に卸役務で提供されている申込み、または申込済みのフレキシブルファイバにつきまして、接続メニューへ移行する際の手続や費用を、以下のとおり規定するとのことでございます。

まず1つ目、移行の対象となる回線でございますが、NTT東西が別途定める期限までに移行の要望があったものについて、卸から接続に一括で移行することを予定しております。

②でございますが、移行に係る費用といたしましては、点が2つございますが、原則として、移行に係る費用はNTT東西において負担する。ただし、令和3年3月末までに卸として申し込まれた回線につきましては、一部費用は各事業者側で負担することと

されております。その内訳が下に2つございますが、1つ目は、接続として提供する回線を管理するシステムへの登録に要する費用、2つ目が、その他、移行に際して追加的な作業が発生した際の費用でございます。こちらにつきましては各事業者側で負担することになっております。

③は創設費等の取扱いでございますが、こちらにつきましては、卸において、既に創設費を支払済みの設備につきましては、接続への移行後も、創設費については支払済みとして設備管理運営費を算定する記載がございます。

以上3点が、フレキシブルファイバに関係する残りの論点につきまして、今回一括で接続約款の変更認可申請があったものでございます。

最後、右肩14ページ以降でございますが、その他の約款変更事項といたしまして、今回の認可申請に含めて諮問させていただきたい案件でございます。

1つ目が右肩15ページでございますが、自前工事における立会の遠隔化についての事項でございます。コロケーション設備の設置に際しまして、接続事業者がNTT東西の局舎内で自前工事を行う際に、誤挿入・誤抜去といった事故を未然に防ぐ観点からNTT東西による立会いを必要としております。

これにつきまして、NTT東西側の稼働をより柔軟に確保可能とする観点から、接続事業者側が遠隔立会いを希望する場合に、選択できるようにする変更でございます。

また、下の2でございますが、その他、イーサネットフレーム伝送機能及び端末回線伝送機能を用いたNTT東西利用部門が提供するサービスにつきまして、来年1月より400ギガでの伝送を開始することから、これに伴う接続約款の変更も併せて予定しておりますので、こちらにつきましても諮問させていただきたいと思っております。

概要につきましては以上でございます。次ページからは、参考資料、また審査結果等を記載しております。

本日の諮問内容を御覧いただいた上で、電気通信事業部会として、2回のパブリックコメントをした上で、接続委員会から調査をいただき、再度当部会において御審議いただくというプロセスになると承知しております。今回、本内容についてお認めいただけましたら、パブリックコメントのプロセスに進めていきたいと、総務省としても考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。まず、大谷委員、よろしくお願いたします。

○大谷委員 日本総研の大谷でございます。簡単な質問がございまして、教えていただければと思います。

御説明資料の10ページに、事業者間の共用手続のフローを御説明いただいているところです。この手続そのものについて、目標とする期間なども示していただいております。新たに共用を申し込まれる事業者にとっても、実際の開通までの期間が予測可能なものになっている点につきましては、大変よいことだと思います。(2)の事後共用の場合に、⑥、⑨のプロセスにおいて、(1)の場合と同じように、1か月、2か月という目標値が掲載されている点について、そこまでの期間を要する理由を御教示いただければと思います。よろしくお願いたします。

○永井料金サービス課課長補佐 御質問ありがとうございます。

こちらは原則として、現在は、1か月、2か月と記載されておりますが、10ページ目上部の3つ目の丸にございますように、工事の規模やこういった場所に工事をするかによって、ある程度期間が前後してしまう事情がございます。少し余裕を見てこの期間にしておりますが、特にルーラルエリアにおきましては、調整事項が生じやすく、工事自体も大がかりになる可能性があるとのことでございます。今回はこのような形で規定しているところではございますが、総務省といたしましても、実際にこの運用が始まった後、実態を見ていきたいと考えております。この点につきましては、まずはその現状を見ていった上で、必要に応じて対応を考えていく形になると考えております。

○大谷委員 御回答ありがとうございます。既に始まっているビル屋上のケースでは現在どのような状況になっているか、それとの比較でも教えていただけないでしょうか。

○永井料金サービス課課長補佐 御質問ありがとうございます。

ビル屋上につきましては、工事の規模が、ビル屋上の場合はビルの1階から屋上までケーブルを引っ張るような工事が中心となるため、こちらにつきましては、今のところ、特に大きな問題があるとは聞いておりません。今後、実際に様々な事業者からもお話を聞きながら、もしも問題が生じておりましたら対応を考えていく次第でございます。

以上です。

○大谷委員 どうもありがとうございました。約款の記述としては、ある程度余裕を見

た期間を掲載するのは必要だと思いますが、実態面の把握をして、より予測可能な工事日の指定ができるように、引き続きフォローしていただくことが必要かと思っております。

私から以上でございます。

○三友部会長 どうも大変貴重な御示唆ありがとうございました。

それでは、山下委員、よろしく願いいたします。

○山下委員 私からは2点コメントがありますが、1点目は大谷委員と同じところですが、少し視点は違うかもしれないのですが、事後共用を申し込むことによって、先行で創設する場合に比べて、何らかの不利益あるいは何らかの得をすることがあるのではないのでしょうか。

その観点からは、事後共用も創設、新規開通も、同じ中立的な規定にするべきなのでしょう。私もまだ迷っており、結論が出ているわけではないですが、いずれにせよ、片方が有利になる、不利になるようなことが生じ得るのではないかと懸念しております。これからパブリックコメントにかけられて、皆さんがどのようにお考えなのかと思いますが、私としてもそこが論点の一つだと思っています。

もう一点は、15ページからのいわゆる遠隔立会いです。もう既に遠隔での立会いというものの前例があるのでしょうか。私も不勉強で承知していませんが、恐らくコストを削減する目的や、より迅速な初動のためといった様々な理由から遠隔で立会いをすることが認められることは、このIT社会においては必要なこととも思っています。

そういう意味で、このコロケーション設置における事例が、これから遠隔立会いのよい先例になるかどうか、注目したいと思っています。

以上でコメントを終わります。

○三友部会長 特にコメントということでよろしいでしょうか。何か事務局からありますでしょうか。

○山下委員 お答えいただかなくても結構です、ありがとうございます。

○三友部会長 ありがとうございます。それではコメントとさせていただきます。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く

意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は2回実施することとし、1回目の意見募集期間は9月25日から10月25日までとします。その後、第2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査、あるいは検討していただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。どうもありがとうございます。

(3) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の令和2年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

○三友部会長 続きまして、報告事項に入ります。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の令和2年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について、総務省から説明をお願いいたします。

○瀬島料金サービス課課長補佐 総務省でございます。資料115-4で御説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、1ページでございます。こちらは報告概要でございます。経緯といたしましては、ユニバーサルサービス制度に係る交付金・負担金の額等について、初年度、こちらは平成18年度ですけれども、認可の際に、情報通信審議会から御要望をいただきましたので、毎年この時期に結果について御報告をさせていただいているところでございます。

2の報告の概要でございます。令和2年度の実績としましては、NTT東日本で、設備利用部門の効率化については8.2%、NTT西日本では7.2%の削減、効率化を達成しているところでございます。主な取組といたしましては、人員数の削減、業務の集約・アウトソーシング等による効率化、資産のスリム化等、こちらは例年記載しているところは一緒ですけれども、このようなことを取り組んでいるとのことでございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページでございます。こちらは市場環境の変化

や競争の進展等が収支に及ぼした影響についてでございます。詳細な説明は省略させていただきますけれども、例えば収益については、携帯電話の普及に加え、光IP電話やアプリケーションサービスなどの他事業者が提供するサービスとの競争が進展していること等に伴いまして、契約数が減少しているため、収益が減少している。また費用については、加入者回線コストの削減や設備利用部門コストの削減を図ったことなどによりまして費用が減少している。このような御報告をいただいているところでございます。

次のページ以降は実際の報告書になりますので、説明は省略させていただきます。

簡単ではございますけれども、説明は以上になります。

○三友部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。藤井委員、よろしく願いいたします。

○藤井委員 藤井でございます。1点確認したいのですが、令和2年度については、コロナの影響があつて在宅勤務が増加するなど、算定に影響が出ている可能性があるかと思うのですが、特異な影響が今年だけ何か出ているとかはないと考えてよろしいのでしょうか。

○瀬島料金サービス課課長補佐 御質問ありがとうございます。こちらの報告では、そのような具体的な報告として上がってはいませんが、先ほどのユニバーサルサービスの交付金の関係で御説明した中に、公衆電話の収支に関しまして、公衆電話の収入の部分がコロナの影響で減ってしまつて、屋外に公衆電話は設置されてございますので、そういったことが減っていることもございました。そのため収益が減つたということでした。

ですので、こちらの具体的な費用の削減がいくらかというわけではないのですが、やはり収支に及ぼす影響というのは若干あつたかとは思つてございます。こちらは例えば、公衆電話利用の減少に伴う収益の減少と書いてございますけれども、そういったことの理由として若干コロナの影響もあつたのかとは考えてございます。

○藤井委員 承知しました。来年度以降のこの増減率に影響があるかどうか気になりましたので、また引き続き調査をお願いできればと思います。ありがとうございました。

○瀬島料金サービス課課長補佐 ありがとうございます。

○三友部会長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。では森委員、お願いいたします。

- 森委員　ありがとうございます。今の藤井委員の件ですけれども、私はこの御報告の内容は、年度の切れ目の問題でそこが入っていないのかなと思っていたのですけれども、対前年度比でとのことなので、前年度にもコロナの部分の影響があったから、そういうことが入っていないのかなと理解していたのですけれども、そういうことでもないのでしょうか。
- 瀬島料金サービス課課長補佐　こちらは令和2年度の実績でございますので、去年1年間実績としてこのように減少しましたので、もしコロナの関係で減少しているようであれば、ここで数字が出てくるのかなと考えてございます。
- 森委員　分かりました。ありがとうございました。
- 三友部会長　ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。
- それでは、特に質問がないようですので、以上で本件は終了させていただければと思います。どうもありがとうございました。
- 以上で本日の審議は終了いたしました。
- 三友部会長　皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。
- それでは、事務局から何かございますでしょうか。
- 福田情報流通行政局総務課課長補佐　次回の電気通信事業部会は、別途御連絡を差し上げますので、またよろしく願いいたします。以上です。
- 三友部会長　ありがとうございました。
- それでは、以上で本日の会議を終了いたします。本日は長い間どうもありがとうございました。

閉　　会